

(お知らせ) 新型コロナウイルス感染症に関する (一財) 気象業務 支援センターの対応状況について (その10)

2021年3月22日

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々、そのご家族様に心よりご冥福をお祈り申し上げますとともに、罹患された皆さま、および関係者の皆様にお見舞い申し上げます。

当センターでは、新型コロナウイルス感染症の状況とともに、国・地方自治体等の方針を受けて対策を実施して参りました。今般、首都圏の1都3県を対象とした「緊急事態宣言」が2021年3月21日に解除されましたが、国・地方自治体等から引き続き感染防止対策の徹底が呼びかけられていることから、これまでの経験を十分に活かしつつ感染対策を徹底し、以下のとおり業務を継続するための体制を整えていきますので、ご案内申し上げます。

(基本的な対応の考え方)

当センターでは、気象業務法による指定・登録業務であります

- 「民間気象業務支援センター」として気象情報を予報業務許可事業者や報道機関等に提供する「情報提供業務」、
- 指定試験機関としての「気象予報士試験」の実施、
- 登録検定機関としての「測器検定」の実施

などを最重要な業務とし確実に事業継続し、利用者・受験者等の皆様への影響をできる限り抑えつつ、時差通勤や勤務時間の短縮、在宅勤務とともに、書面やオンライン会議システムの活用などを推進します。

気象情報の利用者等の皆様には、引き続き、ご不便・ご迷惑をお掛けしますが、ご理解を頂きますようお願い申し上げます。

(窓口における対応)

当センターの窓口での刊行物・オフライン気象データ等の頒布・販売、気象予報士試験の資料配布・受付につきましては、感染防止のため中止させて頂いておりますので、関係の皆様にはご理解を頂きますようお願い申し上げます。

さらに、時差通勤や勤務時間の短縮、在宅勤務等のため、平日の通常の業務時間にお電

話いただいてもつながらない場合がありますので、メールまたはFAXにてご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

1. 民間気象業務支援センターとしての主な業務での対応

(1) 情報提供業務のうち、気象庁が作成した各種気象情報のオンライン・リアルタイムでの配信業務につきましては、国民の生命・安全に密接にかかわり、安定・確実な運用のため、24 時間体制を整えて行きます。配信事業部・システムの気象庁新庁舎(虎ノ門)への移転作業につきましては、利用者等にご協力を頂き、無事終了しました。ここに気象庁、利用者等関係者の皆様に感謝を申し上げます。引き続き、可能な限り通常通り対応をさせていただきますのでご理解・ご協力をお願いします。

http://www.jmbsec.or.jp/jp/oshirase/20201111_oshirase.pdf

(2) 情報提供業務のうち、HDDやDVD 等により気象情報の過去データをオフラインで提供している業務につきましては、引き続きFAX またはe-Mail での注文をご利用頂くようお願いいたします。ご注文につきましては配送の遅れを最小限とするよう努めますのでご理解をお願いします。

(3) 本年度の「実践予報技術講習会」等の各種講習会につきましては、オンライン会議システムにより実施し多くの参加者のもとほぼ終了することが出来ました。来年度の講習会につきましては決まり次第、当センターのホームページを通して参加者を募集する予定です。オンラインで実施する予定ですので、そのメリットを活かして、全国から気象予報士等の専門家の皆様にご参加頂きたいと思っております。

<http://www.jmbsec.or.jp/jp/seminar/seminar.html>

(4) 各種刊行物の頒布や気象庁マスコットキャラクター「はれるん」グッズの販売につきましても、窓口販売は中止し、(2) オフライン業務と同様、メールまたはFAXでの注文をご利用頂くようお願いいたします。ご注文につきましては配送の遅れを最小限とするよう努めますので、ご理解をお願いします。

2. 指定試験機関（気象予報士試験）

2020年度の2回の気象予報士試験につきましては、新型コロナウイルスへの感染対策を講じたうえで、全国の受験者の皆様のご協力も頂き、無事実施できましたことに感謝申し上げます。

2021年度につきましても2020年度と同様2回の試験の実施を予定しており、これまでの

感染防止対策の経験を十分に活かし試験場はもとより、受験者の皆様にもご理解・ご協力を頂きつつ、徹底した感染対策のもと実施に向けて準備を進めて参ります。2021年度の予定につきましては決まり次第、当センターホームページや報道発表等によりお知らせします。

なお、次回以降の試験につきましても、当センターの窓口での資料の配布や受付は控えさせていただきますので、ご理解をお願いします。

(<http://www.jmbsec.or.jp/jp/examination/examination-1.html>)

3. 登録検定機関（測器検定）

気象庁測器検定試験センター（つくば市）内で実施しています気象測器の検定業務につきましては、時差通勤など、感染対策を講じたうえで計画的に実施してきています。気象測器関連事業者の皆様には、引き続き、測器検定の申請についてご配慮を頂きたいと考えています。本件については、別途各事業者にお知らせさせていただきます。

4. 調査・国際協力等の業務

- (1) 国際協力・調査関連業務につきましては、書面・オンライン会議システムの利用などとともに、海外派遣や国内出張につきましては（独）国際協力機構（JICA）等の関係機関の方針・指導も頂きつつ対応して参ります。
- (2) 気象研究推進業務につきましては、気象庁気象研究所（つくば市）と連携しつつ、フレックス・タイム、オンライン会議システムの利用等、対応して参ります。
- (3) 「気象振興協議会」や「緊急地震速報利用者協議会」などの民間事業者の任意団体の事務局業務につきましては、引き続き、書面やオンライン会議システムの活用を進めて参ります。

標記体制につきましては、国・地方自治体等による新型コロナウイルス感染症対策の進捗状況も踏まえつつ必要に応じて見直し当センターのホームページ等を通してお知らせします。

(参考)

前回、2021年2月2日付のお知らせ「新型コロナウイルス感染症に関する（一財）気象業務支援センターの対応状況について（その9）」につきましては、以下に掲載されていません。

(http://www.jmbsec.or.jp/jp/oshirase/20210202-1_oshirase.pdf)

以上